

＜遺言執行者選任＞

1 概要

遺言によって遺言を執行する人が指定されていないとき又は遺言執行者がなくなったときは、家庭裁判所は、申立てにより、遺言執行者を選任することができます。

遺言執行者とは、遺言の内容を実現する者のことです。

2 申立人(申立てができる人)

利害関係人（相続人、遺言者の債権者、遺贈を受けた者など）

3 申立先

- ・遺言者の最後の住所地の家庭裁判所となります。
- ・遺言者の最後の住所地が茨城県内の場合の申立先、郵送提出の場合の宛先は、水戸家庭裁判所管轄一覧表（家事）をご覧ください。
- ・遺言者の最後の住所地が茨城県以外の場合の管轄については、裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域をご覧ください。

4 申立てに必要な費用

- ・収入印紙・・・執行の対象となる遺言書1通につき800円分
- ・連絡用の郵便切手・・・82円×10枚、10円×10枚　合計920円分

5 申立てに必要な書類

- ・申立書1通・・・【申立書】・【申立書記載例】を参照
- ・申立人の戸籍謄本（全部事項証明書・申立人が親族でない場合は不要）1通
- ・遺言者の戸籍（除籍）謄本（全部事項証明書）1通
- ・遺言執行者候補者の住民票1通
- ・利害関係を証する資料（申立人が親族の場合には不要）
- ・遺言書の写し1通

〈場合により省略できるもの〉

遺言者の戸籍謄本及び遺言書の写しについては、申立先の家庭裁判所に遺言書検認事件の事件記録が保存されている場合（検認から5年間保存されます。）、添付を省略していただくことができます。

※ 戸籍謄本等は3か月以内に発行されたものを提出してください。

※ 事案によっては、このほかの資料の提出をお願いすることがあります。